

令和6年12月市議会定例会議

建設水道常任委員会説明資料

《 目 次 》

議案第163号 福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件	 2 【ごみ減量推進課】
議案第164号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件中、環境部所管分	 6 【環境課】
議案第152号 令和6年度福島市一般会計補正予算中、環境部所管分	 7 【ごみ減量推進課】
	 8 【環境施設整備室】

環 境 部

1 条例の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の排出抑制やリサイクル及び適正処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務等を規定する。

2 改正の趣旨

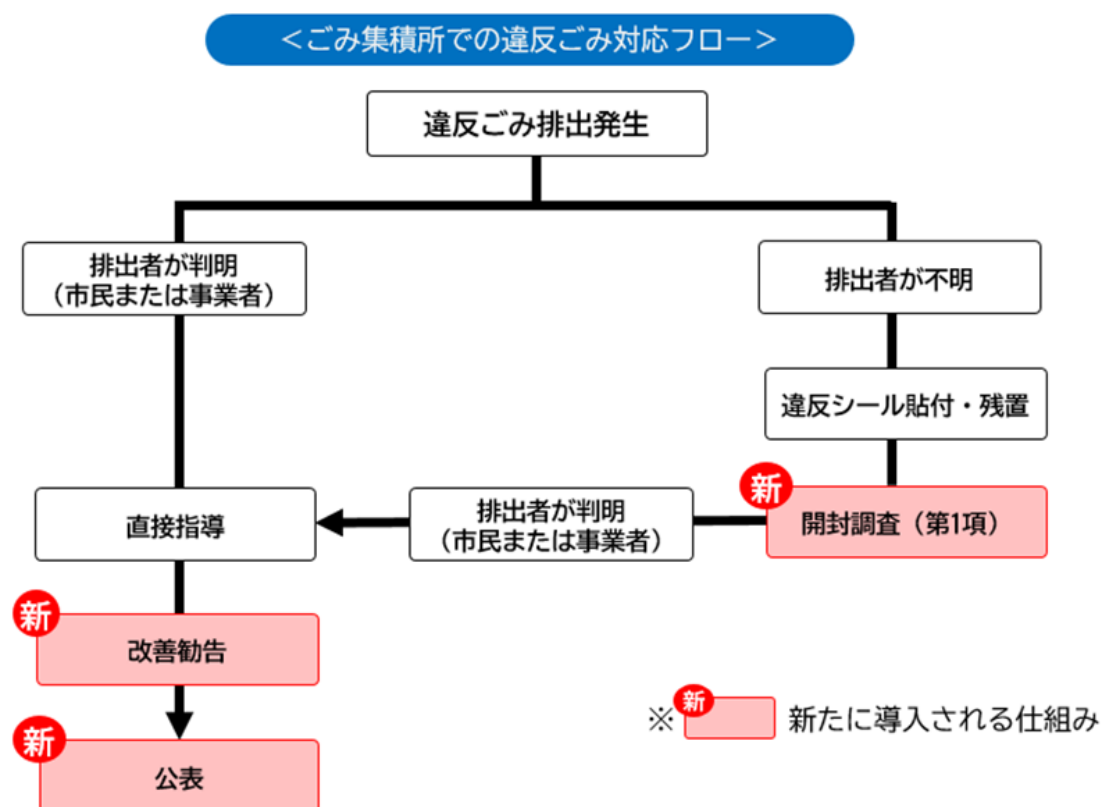
事業者による家庭用ごみ集積所への不法投棄を防止するとともに市民の分別意識を高めごみの減量及びリサイクルの推進を図るため、開封調査等を可能とする新たな規定を設けることで、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に所要の改正を行う。

3 主な改正内容

- (1)ごみの適正排出を「市民の責務」として明確化
- (2)違反ごみ排出者を特定するための「開封調査の実施」
- (3)改善勧告に従わない場合に、違反ごみ排出者の「氏名等を公表」

4 条例施行予定日

令和 7 年 3 月 1 日



5 開封調査の概要

(1) 対象となるごみ

①家庭ごみ

排出ルールが守られず特に悪質度が高いと判断されたごみ

例) 資源物が袋の半分以上混入している可燃ごみ

②事業系ごみ

通常家庭から排出されたとは考えにくく、事業系ごみの可能性が高いごみ

(通報等により事業者が排出したことが明らかな場合を含む)

例) 大量の生ごみや調味料の容器、毛髪、建築廃材、農業用資材など

※①、②のいずれにおいても、外見からの情報で排出者が特定できない場合に限定する。

(2) 調査体制

①調査を行う者：市長が指定した市ごみ減量推進課職員

②開封実施場所：ごみ集積所以外であって、調査者以外の目に触れない閉鎖された場所

(3) 公表事項

①氏名（事業者の場合は、事業者名
及び代表者氏名）

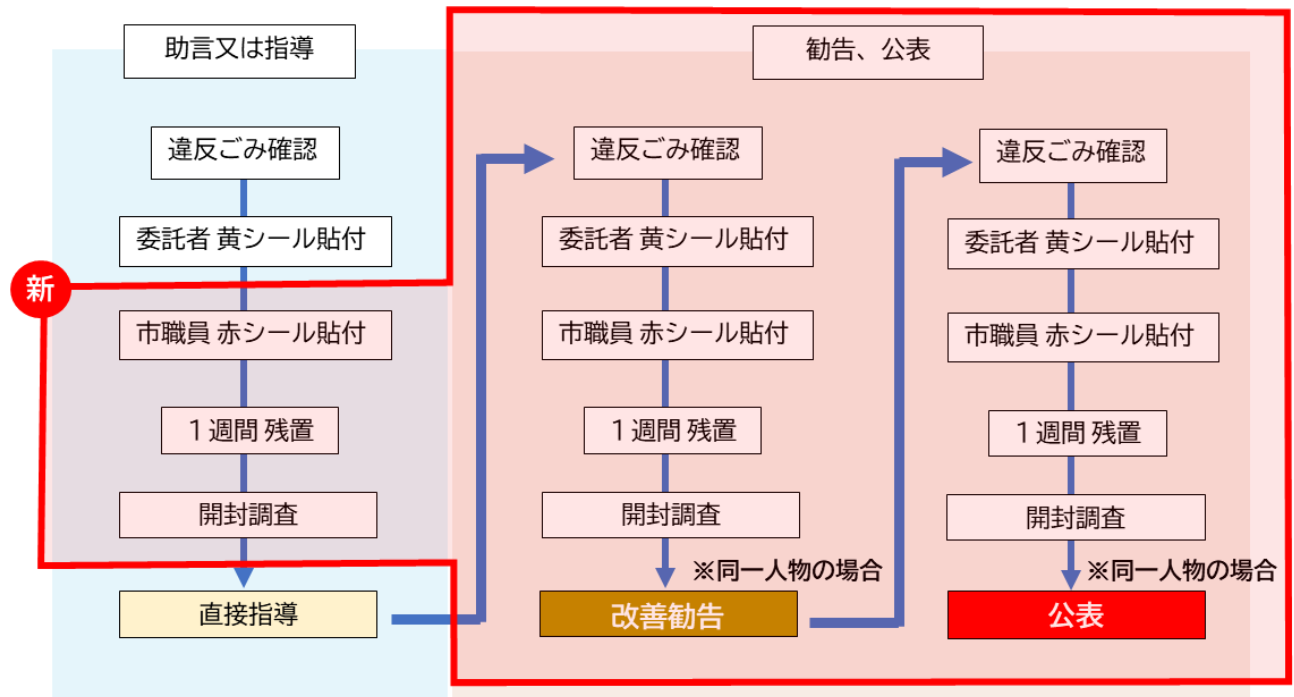
②住所（市民の場合は、住所の一部）

③勧告内容（勧告日、違反内容）

(4) 公表先

市ホームページ

※公表は一定期間継続する



6 新旧対照表

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務_____を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、<u>もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</u> (市民の責務) 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力<u>しなければならない。</u> (排出基準等) 第17条 事業者及び市民は、<u>前条に規定する市の一般廃棄物の</u>処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。 (調査、勧告及び公表) 第52条の2 市長は、第17条第1項又は第21条第2項の規定に違反し廃棄物をごみ集積所に排出した者（以下この条において「違反排出者」という。）を特定するために必要があると認めるときは、市長が指定する職員に、当該廃棄物に関し開封その他の手段により必要な調査をさせるとともに、関係人に対し質問させることができる。 2 前項の規定により調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	(目的) 第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進するとともに、適正な処理の促進に関し、市、事業者及び市民の責務<u>及び役割</u>を明確にし、生活環境を清潔にすることにより、_____生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。 (市民の役割) 第5条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用及び分別による排出を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力<u>するよう努めるものとする。</u> (排出基準等) 第17条 事業者及び市民は、<u>市が行う家庭系廃棄物の</u>処理に際して、市長が定める一般廃棄物の分別の区分及び排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

3 第1項の規定による調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
4 市長は、違反排出者が前条に規定する指導又は助言に従わなかったときは、その者に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。	
5 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	

議案第 164 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件(環境部所管分)
福島市水道水源保護条例(平成 14 年条例第 37 号)の一部改正

議案書
P37～39

1 条例の概要

水道水質の汚濁を防止し安全で良質な水を確保するため、水道水源保護地域を指定し、水源への影響が認められるようなゴルフ場などの対象事業場の区域内への設置を規制するもの。罰則規定をもうけ、水源を守る強い姿勢を示している。

2 改正の趣旨

刑法が一部改正され、従来の「禁錮刑」と「懲役刑」が廃止となり、新たに「拘禁刑」が創設される。これに伴い、地方自治法第 14 条第 3 項(条例に定めることのできる罰則)も改正されることから所要の改正を行うもの。

3 改正の内容

第 26 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

※ 罰則規定の対象:対象事業場設置中止命令違反、排水基準超過時の改善命令違反、立入検査の拒否等

4 条例施行予定日

令和 7 年 6 月 1 日 ※刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)の施行日に合わせ、令和 7 年 6 月 1 日施行とする。

5 新旧対照表

改正後	改正前
(罰則) 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 13 条の規定による命令に違反した者 (2) 第 17 条第 1 項の規定による命令に違反した者 (3) 第 24 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	(罰則) 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1) 第 13 条の規定による命令に違反した者 (2) 第 17 条第 1 項の規定による命令に違反した者 (3) 第 24 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

議案第 152 号 令和 6 年度福島市一般会計補正予算（第 6 号）

議案書
P5、P7

1 歳入歳出予算補正
（ 歳 出 ）

（単位 千円）

補正予算 説明書頁	款	項	目	事業名	補正額	財源内訳				説 明
						特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
10	4 衛生費	2 清掃費	2 じん芥処理費	適正排出推進事業費	2,000	—	—	—	2,000	○廃棄物対策費 ごみ分別の新たなルール等に関する啓発チラシや 警告ステッカーを印刷し適正排出の周知を図る。 現計予算 補正額 補正後 じん芥処理費 3,520,300 2,000 3,522,300

2 債務負担行為補正

議案書
P11

(追 加) (単位 千円)

補正予算 説明書頁	事 項	限 度 額	令和 5 年度までの 支 出 額		令和 6 年度以降の支出予定額			左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	令和 6 年度	令和 7 年度以降		特 定 財 源			一般財源
					金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
14	あらかわクリーンセンター焼却工場 長寿命化計画策定業務委託費	15,500	—	—	—	令和 7 年度	15,500	—	—	—	15,500

(1)長寿命化計画策定業務

平成20年にDBO方式(設計・建設・運営一括発注)により整備したあらかわクリーンセンター焼却工場が、令和 10 年 8 月末に 20 年間の運営委託期間が満了となることから、次の運営期間(15年予定)についても一般廃棄物を安定的に処理するため、基幹設備等の現状を把握し、必要となる改良工事などの長寿命化計画を策定する。

(2)委託内容

- ① 施設概要の整理
- ② 施設保全計画の作成
- ③ 延命化計画の作成

(3)経過及び今後のスケジュール

<経 過>

平成 20 年 8 月 あらかわクリーンセンター焼却工場竣工（設計・建設:㈱荏原製作所 東北支店）
9 月 供用開始（運営:㈱あらかわEサービス、20 年間）
令和 10 年 8 月末 あらかわクリーンセンター焼却工場運営委託期間満了

<今後のスケジュール> (予定)

令和6～7年度 長寿命化計画策定業務委託（令和7年1月入札依頼、3月契約締結予定）
令和 7 年度 事業方式検討業務委託
令和 7～9年度 事業者選定アドバイザリー業務委託
令和 8 年度 実施方針公表、入札公告
令和 9 年度 事業者選定、仮契約、本契約締結
令和 9～13 年度 基幹設備改良工事(設計・施工)
令和 10 年 9 月～ 第2期管理運営業務委託開始(15 年間(予定))